

## 港区立みなと図書館、麻布図書館、赤坂図書館の管理運営に関する年度協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）とナカバヤシ株式会社（以下「乙」という。）は、港区立みなと図書館、麻布図書館、赤坂図書館の管理運営に関して、令和7年4月1日に締結した「港区立みなと図書館、麻布図書館、赤坂図書館の管理運営に関する年度協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

1 原協定書第6条を次のように改める。

（指定管理料の清算）

第6条 乙は、基本協定第31条第5項に定める余剰金等が発生したときは、甲が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

2 本変更協定書に定めのない事項又は本変更協定書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

3 本変更協定書は令和8年2月1日から適用する。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年1月22日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区教育委員会  
教育長 新宮弘章 ⑩

乙 東京都板橋区東坂下二丁目5番1号  
ナカバヤシ株式会社 東京本社  
本社長 淡路克浩 ⑩